

裁判所の手続案内が (豊後大野市中央公民館で実施分)

予約制 に変わります

竹田の裁判所からのお知らせ

現在、毎月一回（4月と8月を除く）、豊後大野市中央公民館で行っている裁判所の手続案内については、令和4年5月から予約制になります。

裁判所の民事・家事の手続きを利用したいが、その方法が分からない方は、手続案内実施日(※)の3日前までに竹田の裁判所にお電話してください。
よろしく申し上げます。

※ 手続案内実施日（令和4年5月～令和5年3月）

令和4年	5月19日（木）	6月16日（木）	7月21日（木）
	9月15日（木）	10月20日（木）	11月17日（木）
	12月15日（木）		
令和5年	1月19日（木）	2月16日（木）	3月23日（木）

案内時間は、午前9時30分～午後3時30分です。

予約先

電話：0974-63-2040

竹田の裁判所

(大分地方裁判所竹田支部・竹田簡易裁判所・大分家庭裁判所竹田支部)

※ 「中央公民館である手続案内の予約をしたい」とお伝えください。